

水道局における労使関係等の調査結果について

平成 24 年 3 月の第三者調査チームが取りまとめた「大阪市役所で発見された違法ないし不適正行為について」（中間報告）において、ヤミ専従、ヤミ便宜供与、時間内政治活動などの不適切な行為の存在が報告された。また、平成 24 年 3 月 14 日に第三者調査チームから標題調査の実施及び報告依頼があった。

このようなことから、当局において、標題調査を実施した。

1 調査報告

- 調査事項
- (1) 勤務時間内の不適切な労働組合（職員団体含む）の活動
 - (2) 労働組合による許可のない施設等使用
 - (3) 労働組合、市会議員等による採用・昇任等への口利きといった人事介入
 - (4) 勤務時間内の政治活動
 - (5) その他、違法ないし不適切と思われる事項

(1)勤務時間内の不適切な労働組合（職員団体含む）の活動

・非組合員である係長以上の管理職に、勤務時間内における組合活動に関してのアンケート調査を匿名で行った。

調査結果

- ・対象者：非組合員である係長以上の管理職 196 名
- ・回収：194 名（回収率 99.0%）
- ・未回収：2 名
- ・平成 20 年 4 月以降、勤務時間内に適法な交渉以外の労働組合活動をしている職員を見たことがあるかの問いで「ある」と回答した者が、24 名あった。
- ・その具体的な活動内容（複数回答有）
 - ① 支部費等の徴収（支払い含む） 14 名
 - ② 機関紙（組合ニュース）などの配布（閲覧含む） 19 名
 - ③ 労働組合活動に関する連絡（電話・メール・FAX など） 2 名
 - ④ その他（組合支部費の徴収・機関紙の配布を見たが、指導し改善させたこと。機関紙が机上にあるのを見たこと。等） 4 名

(2)労働組合による許可のない施設等使用

- ・全所属施設内の全諸室に不適切な便宜供与がないか、管理責任者である事業所長が自ら調査を行った。
- ・局内の調査チーム（水道局庁舎の課長代理と係長が 2 名 1 組で 10 班体制）を編成

し、抜き打ちで現地調査（写真撮影含む）を行った。（12 か所）

調査結果

- ・管理責任者である事業所長による調査においては、不適切な便宜供与は確認されなかった。
- ・局内調査チームによる抜き打ちの現地調査により、
 - ① 局内掲示板に組合員への電報の取扱いを記載した文書が掲示されていた
 - ② 過去に労働組合が作成した春闘のステッカーが書類保管庫に貼付されていた
 - ③ 局備品のプラスチック容器に労働組合発行の印刷物名称が記入されていた
 - ④ 休養室に労働組合体育行事の優勝カップが置かれていた
 - ⑤ 技能職員詰所の扉に全水道の水政策推進月間のポスターが貼られていた
 - ⑥ 技能職員詰所の保管庫に労働組合本部の座席表が貼られていたなどの撤去漏れ等が確認された。

(3)労働組合、市議員等による採用・昇任等への口利きといった人事介入

- ・非組合員である係長以上の管理職に、人事異動及び昇任にかかる事務処理で起こり得る事象を列举したアンケートを匿名で行った。

調査結果

- ・対象者：非組合員である係長以上の管理職 196 名
- ・回収：194 名（回収率 99.0%）
- ・未回収：2 名
- ・人事異動や昇任等に関して、労働組合役員に対して事前に異動対象者名簿等を見せるなど、人事異動等に関する協議、説明、意見聴取等を行った事例が計 6 件認められた。ただし、労働組合役員の「意見を反映した」という回答はなかった。
- ・技能主任のポスト数について、「労働組合役員から要請された」ことがあると回答した 7 件のうち、「要請等を受け入れた」とする回答が 3 件認められた。

(4)勤務時間内の政治活動

- ・平成 23 年 10 月 1 日～平成 24 年 1 月 31 日の全職員の電子メールの中から、選挙活動に関連すると思われる「演説会」「動員」「ビラ」「電話作戦」「紹介カード」が含まれるタイトル名を抽出した。
- ・局内電話の交換機に残存している発信記録を対象に労働組合あて発信件数を調査した。

調査結果

- ・電子メールのタイトルを抽出した結果、「演説会」「電話作戦」は 0 件、「動員」は 79 件あったが、すべてが「災害動員」等の職務上のもの、「ビラ」は 24 件あったが、すべてが「水道工事のお知らせビラ」等の職務上のものであった。ただ

し、「紹介カード」に該当するメールが1件確認され、選挙期間中の紹介カードの記入を依頼すると思われるものであった。なお、メール発信は勤務時間外であった。

- ・局内電話の発信記録の調査の結果、水道局庁舎（ATC）、8営業所及び8水道工事センター分室においては、平成23年9月20日から平成24年3月15日までの間で、合計205,702件のうち、労働組合への発信が140件あった。（労働組合との交渉窓口である職員課で職務上必要なもの83件を除くと57件であった。）

- ・水道工事センター本所、浄水場については、局の電話交換機に発信データが残存していないため、現在、電話会社に発信履歴の発行手続中であり、今後集計調査を進めていく。

(5)その他、違法ないし不適切と思われる事項

- ・非組合員である係長以上の管理職に、アンケート方式により調査を匿名で行った。

調査結果

違法ないし不適切と思われる事項の記載はなかったが、主に次のような意見があった。

- ・労働組合役員や市会議員からの関与を本気で断つのであれば、労働組合役員や市会議員に対してもアンケートを実施すべきである。

- ・36協定（労基法36条に基づく、時間外労働をさせることができる労使間で締結する協定）に関わる毎月の情報提供や超過勤務4時間超えの報告は早急に廃止すべきである。

- ・組合役員が交渉の際に、敬語を使わず威圧的に話すなど、態度に問題がある職員がいる。

- ・現在は、係長が直接労働組合役員と接触することはない。

- ・たしかに、今は不適切な関係はないが、過去のひどい関係（組合支部室での上司の軟禁・恫喝は日常。まるで組事務所でした。）の実態の記憶からは、管理運営事項であっても躊躇し、相当の覚悟と、組合役員の顔を立てるような妥協案を出す手法を取ろうとしてしまう。市民のための仕事をしたいが、組織的なバックアップと覚悟がないと難しいのではないかと期待しています。

2 その他の便宜供与等の状況

(1) 組合本部事務所

当局では、労働組合に対し、事務所を貸与するなどの便宜供与は行っていない。

なお、水道労働組合本部の事務室は、民間ビル会社と賃貸契約している。

(2) 庁舎使用にかかる便宜供与

平成17年9月29日の「庁舎使用にかかる組合支部に対する便宜供与の考え方（指針）」

について」に基づき、各施設管理者の権限の範囲内において使用を許可してきた。

しかしながら、他局において、勤務時間内における組合活動の実態が明らかになったことから、市全体の取組方針を踏まえ、当局においても、平成 24 年 1 月 19 日付けで労働組合へ便宜供与を廃止することを通知した。労働組合からも撤去完了届を受理している。

平成 24 年 3 月 12 日には、第三者調査チームが、柴島浄水場へ調査に入り、その際、労働組合の使用許可を取り消した掲示板 1 か所に労働組合のニュースが掲示されていたこと、書庫兼会議室内のメモ用紙の一部に労働組合日程が記載された用紙をメモとして、裏紙利用されていたことが確認された。

同日、局内の全施設管理者に便宜供与の存在について、調査を実施した。その際、庭窪浄水場において、長期間施錠状態であった会議室から平成 17 年以降使用されていない古い組合看板、組合資料などが発見された。直ちに、労働組合へ当該物品の撤去と、労働組合の文書を絶対に局内に掲示しない旨、申し入れを行った。

さらに、平成 24 年 3 月 14 日に第三者調査チームから調査依頼があり、不適切な便宜供与を徹底して根絶するため、3 月 16 日に管理責任者である事業所長による確認を行うとともに、局内に調査チームを設け、3 月 19 日、21 日及び 22 日の各日において抜き打ちによる現地調査（12 か所）を行った。この現地調査により、前述のとおり、撤去漏れ等の事例が確認された。

これらについては、現認後、直ちに廃棄・処分している。抜き打ちの現地調査については、今月中に局内全所属に対して実施し、撤去漏れ等を含め、徹底した調査・確認を行っていく。

(3) 会議室の使用許可

平成 18 年 6 月 26 日の「職員団体及び労働組合との交渉等に関するガイドライン（指針）」に基づき、職務免除を受けた時間及び勤務時間外において、認められる組合活動のための共用空間としての会議室の使用を許可している。

平成 23 年 1 月から平成 24 年 3 月（3 月 15 日現在）までに会議室の使用を許可している件数は、60 回で延べ 138 時間 35 分である。

(4) チェックオフ

これまで、労働基準法第 24 条の規定に基づき、労働組合と「賃金の一部控除に関する協定」を締結し労働組合費の控除を行ってきたが、平成 20 年 4 月 1 日に「職員の給与に関する条例」が改正され、平成 21 年 4 月 1 日から市長部局では、本市の大阪市職員労働組合（市職）での組合費チェックオフが廃止されたこと、平成 22 年 8 月に市職における訴訟の第一審判決が出され、チェックオフ廃止については、本市の主張が認められたことなどから、平成 24 年 2 月 29 日付け（大阪市従業員労働組合及び大阪市交通労働組合への申入日と同日）で水道労働組合に対し、チェックオフ廃止の申し入れを行い、現在、交渉中（平成 24 年 3 月 21 日第 1 回交渉）である。

(5) 職員懲戒委員会

従来から、職員の懲戒処分を行うにあたり、事前に労使の代表者から意見を聴取する委員会等は、設置していない。

(6) 職場安全衛生推進委員制度

労働安全衛生法で規定されている各事業所及び局の安全衛生委員を設け、月1回程度、安全衛生委員会を開催しているが、労働組合役員が定期的な各職場の点検や、各職場からの相談を受け付けるなどの職務は行っていない。

(7) 組合専従者の給与計算

組合専従者等の給与計算を当局の給与システムを使用して計算していたが、平成24年3月分給与から取りやめた。

(8) 組合専従者の定期健康診断

組合専従者は、休職中とはいえ身分は職員であるという観点から、水道局が費用を負担して定期健康診断を実施してきたが、便宜供与の見直しの一環として見直す方向で検討している。

(9) 庁舎駐車場

本局庁舎を含めすべての事業所において、労働組合に対して駐車スペースの便宜供与は行っていない。

(10) 内線電話及び出退勤管理端末の設置

労働組合への内線電話の設置については、便宜供与の見直しの一環として、平成24年2月1日付けで廃止した。

労働組合への出退勤管理端末については、設置していない。

(11) イン트라ネットの使用

労働組合へのパソコンの設置及び庁内ネットワークの使用などの便宜供与は行っていない。

(12) 超過勤務の通知

当局では、労働基準法に基づく、36協定（時間外労働をさせることができる労使協定）において1日の超過勤務の限度時間（おおむね4時間）を定めており、その限度時間を超える超過勤務命令及び認定を行った場合、事後に、職員課を通じて労働組合へ文書により内容を通知している。

当該通知は、超過勤務を命ずる管理職にとっても、適正な労務管理と36協定違反を防止する効果もあることから実施してきたが、不適切な労使関係という疑念を生じさせないように、36協定に関する一体的な事項として見直しを検討していく。

(13) 文書通送

労働組合との文書通送については、平成24年2月1日に廃止した。

3 まとめ

人事案件について

平成 17 年 10 月にいわゆる「ながら条例」の改正を機に、労働組合との間で行う協議については、交渉事項と管理運営事項に峻別し、明確化を図った。特に、当局においては、労働組合との協議は交渉窓口である職員課が一元的に行うこととし、協議内容は、局ホームページにおいて公表することとした。したがって、各課長・事業所長と労働組合役員が、単独で協議を行うことはない。

このため、人事案件のうち、3 級職員への昇任基準、職員の配置替え基準などの交渉事項や、技能職員の主任体制などの意見交換を行うものについては、区分を明確にし、職員課で一元的に協議を行っていたが、職員個人の昇任や異動に関する内容については、管理運営事項であるとともに、人事案件であることから、労働組合との協議は一切、行っていない。

しかしながら、今回のアンケート調査の結果、各職場においては、意見反映はしていなかったものの、異動対象者の名簿を見せるなどにより事前に協議、説明、意見聴取等を行ったとする回答が数件認められた。

また、技能主任のポスト数については、労働組合役員の要請等を受け入れた事例が、3 件認められた。

こうしたことから今後は、局内全所属に対して、管理運営事項と交渉事項は厳格に峻別することを徹底し、人事案件に関しては、労働組合と意見聴取や情報提供等は、一切禁止することとする。

労働組合に対する便宜供与について

平成 17 年 9 月 29 日の「庁舎使用にかかる組合支部に対する便宜供与の考え方（指針）について」に基づき、各施設管理者の権限の範囲内において使用を許可してきた。

しかしながら、他局において、勤務時間内における組合活動の実態が明らかになったことから、市全体の取組方針を踏まえ、当局においても、労働組合に対し平成 24 年 1 月 19 日付けで労働組合への便宜供与廃止を通知した。（前述のとおり撤去済み。）

その後、第三者調査チームの調査により、労組の使用許可を取り消した掲示板 1 か所に組合のニュースが掲示されていたこと、今回の現地調査においても、数点撤去漏れ等便宜供与とも受け取られる事例が認められた。不適正な便宜供与については、直ちに是正し、局内全所属に対して、抜き打ちの現地調査を継続して行い、庁舎施設使用の適正化に向けて引き続き取り組んでいく。

政治活動について

管理職員を除く企業職員については、地方公営企業法第 39 条第 2 項により、政治活動の制限が除外されているものの、今般、メールのタイトル名を特定のキーワードで検索

したところ、勤務時間外ではあるが、業務用パソコンを使用して、選挙活動等を行っていたと思われる事例が1件判明した。また、業務上必要と考え難い労働組合への電話発信も確認された。選挙時における職員の服務規律の確保について、市民・お客さまから批判を受けることのないよう、繰り返し徹底を図ってきたにもかかわらず、こうした結果が出たことについては、大変重く受け止めている。

水道局内での政治活動については、一切禁止するとともに、公用電話の使用方法についても是正していく。なお、水道工事センター本所、浄水場の公用電話の履歴については、引き続き、調査を継続していく。

今回の水道局及び第三者調査チームによる調査により、局内において一部、不適正な実態があることが判明した。今回の調査を契機に、労働組合との関係については、市民・お客さまに説明責任が果たせるよう、さらに一層、適正化・厳格化に向けて取り組んでいく。

人事案件及び労働組合活動に関するアンケート(回答集計:局全体)

【回答人数】194人

【アンケート配付人数】196人(局部長8人、課長級32人、代理級35人、係長級121人)

○ 所 属

あなたが所属する部門をお答えください。

1.本庁	115人	2.営業所	22人
3.浄水場	29人	4.工事センター	28人

I 人事案件への労働組合の関与

1 人事異動等について

① 労働組合役員(※)との協議等について	1.ある	4人	2.ない	190人	未回答	0人
② 労働組合からの意見の反映について (①であると答えた方のみ。)	1.ある	0人	2.ない	4人	未回答	0人
③ 労働組合役員からの要請等について	1.ある	3人	2.ない	190人	未回答	1人
④ 労働組合役員からの要請等への対応 (③であると答えた方のみ。)	1.ある	0人	2.ない	3人	未回答	1人
⑤ 労働組合役員への報告について	1.ある	1人	2.ない	192人	未回答	1人

2 昇任について

(1) 管理職昇任について

① 労働組合役員との協議等について	1.ある	0人	2.ない	194人	未回答	0人
② 労働組合からの意見の反映について (①であると答えた方のみ。)	1.ある	0人	2.ない	0人	未回答	0人
③ 労働組合役員からの要請等について	1.ある	0人	2.ない	191人	未回答	3人
④ 労働組合役員からの要請等への対応 (③であると答えた方のみ。)	1.ある	0人	2.ない	0人	未回答	3人
⑤ 労働組合役員への報告について	1.ある	0人	2.ない	191人	未回答	3人

(2) 技能主任への昇任について

① 労働組合役員との協議等について	1.ある	0人	2.ない	183人	未回答	11人
② 労働組合からの意見の反映について (①であると答えた方のみ。)	1.ある	0人	2.ない	0人	未回答	11人
③ 労働組合役員からの要請等について	1.ある	0人	2.ない	182人	未回答	12人
④ 労働組合役員からの要請等への対応 (③であると答えた方のみ。)	1.ある	0人	2.ない	0人	未回答	12人
⑤ 労働組合役員への報告について	1.ある	0人	2.ない	180人	未回答	14人

(3) 技能主任ポストについて

① 労働組合役員との協議等について	1.ある	1人	2.ない	182人	未回答	11人
② 労働組合からの意見の反映について (①であると答えた方のみ。)	1.ある	0人	2.ない	1人	未回答	11人
③ 労働組合役員からの要請等について	1.ある	7人	2.ない	175人	未回答	12人
④ 労働組合役員からの要請等への対応 (③であると答えた方のみ。)	1.ある	3人	2.ない	4人	未回答	12人
⑤ 労働組合役員への報告について	1.ある	4人	2.ない	178人	未回答	12人

3 企業職(2)3級への昇任選考について

① 労働組合役員との協議等について	1.ある	1人	2.ない	191人	未回答	2人
② 労働組合からの意見の反映について (①であると答えた方のみ。)	1.ある	0人	2.ない	1人	未回答	2人
③ 労働組合役員からの要請等について	1.ある	0人	2.ない	191人	未回答	3人
④ 労働組合役員からの要請等への対応 (③であると答えた方のみ。)	1.ある	0人	2.ない	0人	未回答	3人
⑤ 労働組合役員への報告について	1.ある	1人	2.ない	190人	未回答	3人

4 人事考課の評価について

① 労働組合役員との協議等について	1.ある	0人	2.ない	194人	未回答	0人
② 労働組合からの意見の反映について (①であると答えた方のみ。)	1.ある	0人	2.ない	0人	未回答	0人
③ 労働組合役員からの要請等について	1.ある	0人	2.ない	191人	未回答	3人
④ 労働組合役員からの要請等への対応 (③であると答えた方のみ。)	1.ある	0人	2.ない	0人	未回答	3人
⑤ 労働組合役員への報告について	1.ある	2人	2.ない	188人	未回答	4人

5 職員情報の提供について

① 労働組合役員への個人情報の提供	1.ある	4人	2.ない	188人	未回答	2人
② 労働組合役員への統計情報の提供	1.ある	3人	2.ない	188人	未回答	3人

II 人事案件への市議員等の関与

① 人事案件への働きかけ	1.ある	0人	2.ない	192人	未回答	2人
② 関与の具体的内容 (①であると答えた方のみ。)	1.異動の有 無	0人	2.異動先の ポスト、勤務 場所	0人	未回答	1人
	3.昇格の有 無	0人	4.昇格の有 無	0人		
	5.その他 ※内容は別 紙	0人				

III 労働組合活動

① 勤務時間内の労働組合活動について	1.ある	24人	2.ない	170人	未回答	0人
② 具体的な勤務時間内の労働組合活動の内容 (①であると答えた方のみ。)	1.支部費等 の徴収	14人	2.機関誌の 配付・閲覧	18人	未回答	0人
	3.労働組合 活動に関す る連絡	2人	4.その他 ※内容は別 紙	4人		

IV その他 その他意見等

回答件数 12人 ※内容は別紙

庁舎及び営業所の電話使用調査

1 調査対象 水道局庁舎(ATC)
8営業所
8工事センター分室

2 調査期間 平成23年9月20日～平成24年3月15日

3 調査結果

所 属	総発信数	水道労働組合への発信数			市労連への発信数		
		発信数	時間内発信	時間外発信	発信数	時間内発信	時間外発信
水道局庁舎	49,336	102	98	4	0	0	0
総務課	7,290	6	6	0	0	0	0
経営企画課	2,246	0	0	0	0	0	0
職員課	4,208	83	80	3	0	0	0
経理課	1,881	0	0	0	0	0	0
管財課	5,494	13	12	1	0	0	0
お客さまサービス課	7,155	0	0	0	0	0	0
計画課	2,423	0	0	0	0	0	0
工務課	10,367	0	0	0	0	0	0
施設課	4,501	0	0	0	0	0	0
配水課	1,855	0	0	0	0	0	0
給水課	1,916	0	0	0	0	0	0
豊里営業所(扇町SSIは含まない)	16,945	1	1	0	0	0	0
野田営業所	7,180	0	0	0	0	0	0
大宮営業所	18,257	0	0	0	0	0	0
今里営業所	10,062	0	0	0	0	0	0
上本町営業所	13,033	1	1	0	0	0	0
境川営業所	8,796	3	3	0	0	0	0
粉浜営業所	12,114	2	2	0	0	0	0
田辺営業所	13,060	1	1	0	0	0	0
豊里分室	9,986	3	2	1	0	0	0
野田分室	4,663	2	2	0	0	0	0
大宮分室	9,032	1	1	0	0	0	0
今里分室	4,178	3	2	1	0	0	0
上本町分室	5,715	0	0	0	0	0	0
境川分室	4,551	0	0	0	0	0	0
粉浜分室	8,136	9	8	1	0	0	0
田辺分室	10,658	12	12	0	0	0	0
合計	205,702	140	133	7	0	0	0

※本集計は水道局庁舎、営業所、工事センター分室(本所は含まない)のみの集計

※課金されている外線発信のみを集計(内線は含んでいない)

※FAX(発信)は含まれない

※水道局庁舎の時間内は当初～平成23年12月18日までは9:00～13:00、13:45～17:30、それ以降は9:00～12:15、13:00～17:30である

電子メールによる時間内政治活動調査

タイトル名

「演説会」 0 件

「動 員」 79 件（すべて職務上必要とするもの）

- ・災害動員管理簿兼報告書の送付について
- ・災害動員区分等の事務手続及び管理方法の変更について（報告）
- ・新人事給与システム導入に伴う災害動員区分等の報告について（1 月分）

など

「ビ ラ」 24 件（すべて職務上必要とするもの）

- ・PRビラとQAの内容確認について（城東効率化関係）
- ・年未年始にかかるにぎりビラの扱いについて（通知）
- ・水道料金等徴収業務委託業者の変更に係るビラの配布について（依頼）

など

「電話作戦」 0 件

「紹介カード」 1 件

- ・知人・友人紹介カードの件について

労働組合による許可のない施設等使用調査

部 名	所 属	確 認 日	状 況	許可のない施設等使用
工務部	東部水道工事センター 大宮分室	平成 24 年 3 月 19 日	発見後直ちに撤去	中庭（敷地南側）に設置されている材料保管庫内 ・局備品である箱（ケース）に「水労ニュース」、「河童・アーク・ウーマンタイム」と記入されていた。
	庭窪浄水場	平成 24 年 3 月 19 日	発見後直ちに撤去	管理棟 3 階の中央監視室内にある掲示版 ・組合関係資料（「福祉活動での弔電のあつかいについて」（2004 年 8 月 浄水支部連合会財務部長名））の掲示があった。
		平成 24 年 3 月 19 日	発見後直ちに撤去	ろ過場分館 2 階旧薬注監視室内 ・書類保管庫（1 台）に過去に労働組合が配布した春闘等のステッカー（5 枚）が貼り付けられていた。
	北部水道工事センター	平成 24 年 3 月 21 日	発見後直ちに撤去	事務所棟 2 階休養室 ・エアコン横の棚の上に、「優勝 配管青女部 文化・体育行事」と刻印のあるカップが置かれていた。
	豊野浄水場	平成 24 年 3 月 22 日	発見後直ちに撤去	事務所及び中央管理棟内（2 か所） ・書類保管庫に過去に労働組合が配布した春闘のステッカー（1 枚ずつ）が貼り付けられていた。 維持管理班・保全センター豊野分室事務所内 ・技能職員詰所の扉に全水道の水政策推進月間のポスターが貼られていた。 ・技能職員詰所の書類保管庫に労働組合本部の座席表が貼られていた。

人事案件及び労働組合活動に関するアンケート

〔 アンケートの対象期間：Ⅰ、Ⅱ、Ⅳの質問 … 平成22年1月1日～平成24年2月29日
Ⅲの質問 … 平成20年4月1日～平成24年2月29日 〕

- ・ 各質問は選択式です。該当する項番を「○」で囲ってください。
- ・ 各質問について、複数の項目に該当する場合は、それぞれを「○」で囲ってください。（該当する項目がない場合、記入は不要です。）

○ 所 属

あなたが所属する部門をお答えください。

1. 本庁部門 2. 営業所部門 3. 浄水場部門※ 4. 工事センター部門
(※浄水場部門には施設保全センター、水質試験所を含みます。)

Ⅰ 人事案件への労働組合の関与

1 人事異動等について

① 労働組合役員(※)との協議等について

(※労働組合役員とは、労働組合の本部・支部役員、分会長、中央委員、職場委員等です。以下同じ。)

労働組合役員に異動対象者の名簿等を見せるなどの方法や口頭により、職員が異動対象であることや異動保留であること、異動候補先、または増員要求についてなど、人事異動に関する協議、説明、または意見聴取を行ったことがありますか。

1. ある 2. ない

② 労働組合からの意見の反映について（①であると答えた方のみ。）

労働組合役員との協議、説明、または意見聴取を行った結果、労働組合役員の意見等を受け入れたことがありますか。

1. ある 2. ない

③ 労働組合役員からの要請等について

労働組合役員から特定職員を異動させるよう、または異動させないよう、異動対象者の異動先について、または増員要求についてなど、人事異動に関する要請・要望等をされたことがありますか。

1. ある 2. ない

④ 労働組合役員からの要請等への対応（③であると答えた方のみ。）

労働組合役員からの要請・要望等を受け入れたことがありますか。

1. ある 2. ない

⑤ 労働組合役員への報告について

労働組合役員に対し、内示日までの間に、人事異動等の結果を報告したことがありますか。

1. ある 2. ない

2 昇任について

(1) 管理職昇任について

① 労働組合役員との協議等について

労働組合役員に昇任候補者の名簿等を見せるなどの方法や口頭により、職員が昇任候補者であること、または候補者でないこと、昇任候補者の順位付けについてなど、管理職昇任に関する協議、説明、または意見聴取を行ったことがありますか。

1. ある 2. ない

- ② 労働組合からの意見の反映について（①であると答えた方のみ。）
労働組合役員との協議、説明、または意見聴取を行った結果、労働組合役員の意見等を受け入れたことがありますか。
1. ある 2. ない
- ③ 労働組合役員からの要請等について
労働組合役員から特定職員を昇任させるよう、または昇任させないよう、昇任候補者の順位付けについてなど、管理職昇任に関する**要請・要望等**をされたことがありますか。
1. ある 2. ない
- ④ 労働組合役員からの要請等への対応（③であると答えた方のみ。）
労働組合役員からの要請・要望等を受け入れたことがありますか。
1. ある 2. ない
- ⑤ 労働組合役員への報告について
労働組合役員に対し、内示日までの間に、昇任者の結果を報告したことがありますか。
1. ある 2. ない

(2) 技能主任への昇任について

- ① 労働組合役員との協議等について
労働組合役員に技能主任候補者の資料等を見せるなどの方法や口頭により、職員が昇任候補者であること、または候補者でないこと、昇任候補者の順位付けについてなど、技能主任の昇任に関する**協議、説明、または意見聴取**を行ったことがありますか。
1. ある 2. ない
- ② 労働組合からの意見の反映について（①であると答えた方のみ。）
労働組合役員との協議、説明、または意見聴取を行った結果、労働組合役員の意見等を受け入れたことがありますか。
1. ある 2. ない
- ③ 労働組合役員からの要請等について
労働組合役員から特定職員を昇任させるよう、または昇任させないよう、昇任候補者の順位付けについてなど、技能主任への昇任に関する**要請・要望等**をされたことがありますか。
1. ある 2. ない
- ④ 労働組合役員からの要請等への対応（③であると答えた方のみ。）
労働組合役員からの要請・要望等を受け入れたことがありますか。
1. ある 2. ない
- ⑤ 労働組合役員への報告について
労働組合役員に対し、内示日までの間に、昇任者の結果を報告したことがありますか。
1. ある 2. ない

(3) 技能主任ポストについて

- ① 労働組合役員との協議等について
労働組合役員に技能主任体制の資料等を見せるなどの方法や口頭により、技能主任体制や技能主任ポストの増減要求などに関する**協議、説明、または意見聴取**を行ったことがありますか。
1. ある 2. ない

- ② 労働組合からの意見の反映について (①であると答えた方のみ。)
労働組合役員との協議、説明、または意見聴取を行った結果、労働組合役員の意見等を受け入れたことがありますか。
1. ある 2. ない
- ③ 労働組合役員からの要請等について
労働組合役員から技能主任体制や技能主任ポストを増やすこと、または減らさないことなどに関する要請・要望等をされたことがありますか。
1. ある 2. ない
- ④ 労働組合役員からの要請等への対応 (③であると答えた方のみ。)
労働組合役員からの要請・要望等を受け入れたことがありますか。
1. ある 2. ない
- ⑤ 労働組合役員への報告について
労働組合役員に対し、技能主任体制や技能主任ポストの増減結果等を報告したことがありますか。
1. ある 2. ない

3 企業職(2) 3級への昇任選考について

- ① 労働組合役員との協議等について
労働組合役員に昇任候補者の名簿等を見せるなどの方法や口頭により、職員が企業職(2) 3級の昇任候補であること、または候補でないこと、昇任候補者の順位付けについてなど、企業職(2) 3級への昇任に関する協議、説明、または意見聴取を行ったことがありますか。
1. ある 2. ない
- ② 労働組合からの意見の反映について (①であると答えた方のみ。)
労働組合役員との協議、説明、または意見聴取を行った結果、労働組合役員の意見等を受け入れたことがありますか。
1. ある 2. ない
- ③ 労働組合役員からの要請等について
労働組合役員から特定職員を企業職(2) 3級へ昇任させるよう、または昇任させないよう、昇任候補者の順位付けについてなど、企業職(2) 3級に関する要請・要望等をされたことがありますか。
1. ある 2. ない
- ④ 労働組合役員からの要請等への対応 (③であると答えた方のみ。)
労働組合役員からの要請・要望等を受け入れたことがありますか。
1. ある 2. ない
- ⑤ 労働組合役員への報告について
労働組合役員に対し、内示までの間に、企業職(2) 3級の合否について結果を報告したことがありますか。
1. ある 2. ない

4 人事考課の評価について

- ① 労働組合役員との協議等について
労働組合役員と人事考課の評価・内容等について、資料等を見せるなどの方法や口頭により、職員の人事考課の評価点が高いこと、または低いことなど、人事考課の評価・内容等に関する協議、説明、または意見聴取を行ったことがありますか。

1. ある 2. ない
- ② 労働組合からの意見の反映について（①であると答えた方のみ。）
労働組合役員との協議、説明、または意見聴取を行った結果、労働組合役員の意見等を受け入れたことがありますか。
1. ある 2. ない
- ③ 労働組合役員からの要請等について
労働組合役員から特定職員の人事考課の評価を高くする、または低くするなど、人事考課の評価・内容等に関して、**要請・要望等**をされたことがありますか。
1. ある 2. ない
- ④ 労働組合役員からの要請等への対応（③であると答えた方のみ。）
労働組合役員からの要請・要望等を受け入れたことがありますか。
1. ある 2. ない
- ⑤ 労働組合役員への報告について
労働組合役員に対し、人事考課の評価結果や所属における評価割合（例：A評価 10 人 B 評価 20 人）を報告したことがありますか。
1. ある 2. ない

5 職員情報の提供について

- ① 労働組合役員への個人情報の提供
労働組合役員に依頼されまたは慣行により、個々の職員に関する情報（勤怠、給与、評価など）を提供したことがありますか。
1. ある 2. ない
- ② 労働組合役員への統計情報の提供
労働組合役員に依頼されまたは慣行により、職員に関する統計的な情報（平均年収など）を提供したことがありますか。
1. ある 2. ない

Ⅱ 人事案件への市会議員等の関与

- ① 人事案件への働きかけ
市会議員等から人事案件に関する働きかけをされたことがありますか。
1. ある 2. ない
- ② 関与の具体的内容（①であると答えた方のみ。）
働きかけの具体的内容を教えてください。（複数回答可）
 1. 特定職員を異動させるよう、または異動させないよう働きかけること
 2. 異動先のポストや勤務場所等に関して働きかけること
 3. 管理職・技能主任へ昇格させるよう、または昇格させないよう働きかけること
 4. 事前に異動先や昇任・昇格の有無などを自分に伝えるよう求めること
 5. その他

Ⅲ 労働組合活動

① 勤務時間内の労働組合活動について

平成 20 年 4 月以降、勤務時間内に適法な交渉以外の労働組合活動をしている職員を見たことがありますか。

(※平成 20 年 4 月から勤務時間内の労働組合活動は適法な交渉のみとなった。)

1. ある 2. ない

② 具体的な勤務時間内の労働組合活動の内容 (①であると答えた方のみ。)

その組合活動を具体的に教えてください。(複数回答可)

1. 支部費等の徴収 (支払いも含む。)
2. 機関紙 (組合ニュース) などの配布 (閲覧も含む。)
3. 労働組合活動に関する連絡 (電話・メール・FAX など)
4. その他

Ⅳ その他

その他、違法ないし不適切と思われる事項、上記質問について補足して述べておきたい事項、その他意見等があれば記入してください。